

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 村上 尚登
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 千葉 泰之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2854
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 田中 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月23日開催の当行第100期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金25円(配当金総額236,768,775円)

効力発生日 2020年6月24日

当行第一種優先株式1株につき金0円12銭5厘(配当金総額500,000円)

効力発生日 2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更のほか、会社法第427条に定める責任限定契約を締結できる旨の規定の追加、またこれらの変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、村上尚登、横澤英信、佐藤健志、森宏樹、小野寺正浩、葛尾敏哉、村井三郎、澤口豊彰及び熊谷祐三を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、高橋淳悦、齋藤淳夫、榎野信治及び館脇幸子(現姓大友)を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額12百万円以内)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式を付与するための報酬として金銭報酬債権を支給することとし、その額は年額20百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金処分の件	71,274	190	-	(注)1	可決(99.36%)
第2号議案 定款一部変更の件	71,304	160	-	(注)2	可決(99.41%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件				(注)3	
村上 尚登	62,802	8,662	-		可決(87.55%)
横澤 英信	62,920	8,544	-		可決(87.72%)
佐藤 健志	62,934	8,530	-		可決(87.74%)
森 宏樹	71,279	185	-		可決(99.37%)
小野寺 正浩	71,276	188	-		可決(99.37%)
葛尾 敏哉	71,292	172	-		可決(99.39%)
村井 三郎	62,932	8,532	-		可決(87.73%)
澤口 豊彰	62,847	8,617	-		可決(87.62%)
熊谷 祐三	71,175	289	-		可決(99.23%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				(注)3	
高橋 淳悦	65,672	5,792	-		可決(91.55%)
齋藤 淳夫	71,244	220	-		可決(99.32%)
榎野 信治	65,234	6,230	-		可決(90.94%)
舘脇 幸子(現姓大友)	71,264	200	-		可決(99.35%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	70,992	472	-	(注)1	可決(98.97%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	70,983	481	-	(注)1	可決(98.96%)
第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	71,015	449	-	(注)1	可決(99.00%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上